

SLN *SOFTIC LAW NEWS*

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎
編集 調査研究室長 石原 壽夫

No. 7 1988. 10. 7

○リバース・エンジニアリングに関連した米国の三つの判決例	1
1. テレレイト社対加事件	1
2. ヴォールト社対キューエイド社事件	4
3. サンマイクロシステム社対カスタム・メモリー社等仲裁事件	5

SOFTIC

(財)ソフトウェア情報センター

〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター
1988
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

リバース・エンジニアリングに 関連した米国の三つの判決例

最近日本国内でリバースエンジニアリングに関する議論が盛んになってきたようであるが、たまたま米国でこの論点を含んだ事件に対する司法判断が3件相次いだのでここに紹介する。2件は裁判所の判決、残りの1件は仲裁人の裁定である。

1. テレレイト社対カロ事件

(Telerate Systems Inc. v. Caro, DC SNY, 1988,6,10判決)

(1) 事実の概略

テレレイト社（原告）は、金融商品の価格やレートなどのup-to-dateな情報をデータベース化し、同社の契約顧客に電話回線等を通じてリアルタイムに情報提供している。その際顧客は、同社から専用端末のリースを受けると共に「他社製機器によるDBへのアクセスを禁止する」旨の約定に署名させられる。但し所定の料金を支払えば、この拘束から開放される途も用意されている。ホストと通信端末間のプロトコルは“STP”と呼ばれていた。

被告カロ氏（個人）は、相被告プログラミット社（Programit Inc. S/W開発会社）の会長であるが、以前、原告テレレイト社のコンサルタントを勤めており、立場上、前記STPプロトコルにアクセスしたことがあった。かかる状況の下で被告プログラミット社は、原告テレレイト社のDBへアクセスするための、ソフト“Excel-A-Rate”を開発・販売した。即ち、原告会社の顧客は、専用端末を使わなくても、自分のパソコン上で上記ソフト“Excel-A-Rate”を動かせば、端末と同じ機能を実現できるというもの

である。このソフトを使うとユーザは、単なる通信端末機能のみならず、DBからダウンロードしたデータを同じPC上で情報加工することも可能となる。

被告の上記行為に対して原告は著作権侵害、トレードシークレット法違反（STPプロトコルの盗用）などの理由で提訴した。

(2) 被告反論の概略

被告に著作権法侵害の余地があるとすれば、ユーザによる原告のDBへの無権限アクセスに対する寄与（寄与侵害）の点であるが、著作権法上の寄与侵害の理論はSony事件の最高裁判決で否定されたはずである。

また、“STPプロトコル”の盗用については、リバースエンジニアリングによって同プロトコルを学び取ることも可能であったはずだから、トレードシークレット法違反とはならない。

(3) 判決の概略

著作権侵害の争点につき裁判所は次のように述べて侵害性を認めた。

「被告の“Excel-A-Rate”は、原告のDBの複製（即ち原告の著作権を侵害する行為）を伴わないで使用するということがおよそ考えられない性質のソフトである。このような場合には前記Sony判決も寄与侵害の成立を認めている。」

またトレードシークレットの点については次のように述べて原告の主張を認めた。

「被告は『リバースエンジニアリングでも取得し得た』と述べているにすぎず、実際にリバースエンジニアリングで取得したと主張しているのではない。要は、実際にどのような手段で取得したかである。本件で被告の用いた手段は適当ではなかったと思われる。」

2. ヴォールト社対キューエイド社事件

(Vault Corp. v. Quaid Software Ltd. 5th Cir. 88,6,20)

(1) 事実の概略

原告ヴォールト社は、コピー防止機能のついたフロッピー（商品名“PROLOK”）を製造・販売している。その仕掛けは、フロッピーの盤面のどこかに物理的に証跡を置き、その証跡をプログラムが読みに行くことによってオリジナルなフロッピーか否かをチェックするというものであった。従ってこの仕掛けのあるフロッピーにプログラムを記録すると、たとえ他のフロッピーにプログラムをコピーされたとしてもそのフロッピー上の全く同じ個所に証跡が無い限り、データを読み出せないようになっている。

被告キューエイド社は、このコピー防止機能を破るソフトを開発（商品名“Copy Write”！）した。そのポイントは、「所定の場所に証跡がある場合と全く同じ信号を生成する」という点にあった。被告のソフトの当初のバージョンには、原告の“PROLOK”プログラム中の約30バイト程度がそっくりそのままコピーされていたが、被告は後のバージョンで複製部分を書き直した。

(2) 原告の主な主張

- (i) 被告が“Copy Write”を開発する目的で“PROLOK”をメモリー上へロードしたのは複製権侵害。
- (ii) 30バイト分のコピーを含んだバージョンは、“PROLOK”の二次的著作物である。
- (iii) “PROLOK”に添付されたシュリンク・ラップ契約によれば、被告は「コピー、ディコンパイル、ディスアセンブルを禁止している」から、契約違反である。因に本件シュリンク・ラップ契約は、州法によってそ

の合法性が認められている。

(3) 判決の概略

原告, 1 審敗訴, 2 審 (本件判決) も敗訴。原告の上記各主張に対して法廷は次のようにのべた。

(i) 著作権法第117条 (プログラムの複製物の所有者は, 利用上必要な複製行為を為し得る旨を定める。日本の著作権法第47の2は本条に倣った) の言う「利用上必要」という趣旨は, 「プログラム本来の機能・目的を実現するための利用上必要な場合」に限定されず, 本件のように「鍵をはずす」ためのソフトを開発する目的のための利用」をも含む。よって被告の複製行為は著作権法第117条によって許される行為である。

(ii) PROLOKは全部で50頁~80頁にも及ぶ容量のソフトであり, その内「僅か30バイト」は誰がみても「少量」である。

しかも「問題は量ではなくて質・内容である」という原告の主張が成立するのは, 同じ機能のソフト同士を比べる場合に限る。本件では, PROLOKが鍵をかけて, Copy Writeが鍵を開ける, というように正反対の機能であるから, 原告の上述主張は当たらない。

(iii) 前記(i)で述べたように被告の複製行為は連邦著作権法上許されている。このように連邦法が許す行為を州法及びこれに準拠して作成された本件契約が違法とすることは許されない。従って本件被告の行為を違法とする州法 (ルイジアナ州) は連邦憲法に違反し, 本件契約も無効である。

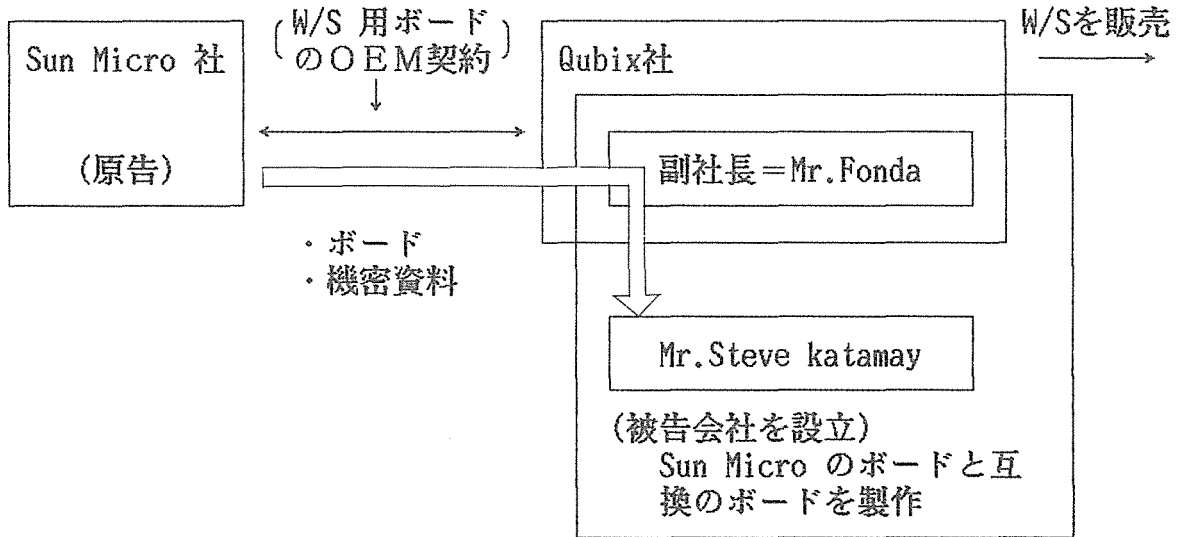
3. サンマイクロシステム社対カスタム・メモリー社等仲裁事件

原告 (正式には申立人) のトレードシークレットを被告が侵害したという事件であり, 裁判所でなく仲裁 (仲裁人は, Mr. Thomas E. Schatzel 氏

ただ1名)に付された。両者間の契約に仲裁条項が含まれていたのであらう。

(1) 事実の概略

下図で説明するのがわかり易いと思う。



Qubix社はSun Micro社からOEM供給を受けたボードを使ってW/Sを作り、販売していた。当然ながらQubix社はSun Micro社からボードに関する機密資料が交付されていた。Qubix社のFonda副社長は、安価の互換ボードの供給先を探し求め、最終的には或る会社の副社長職にあったMr. Steve Katamayと巡り合い、彼にSun Micro社のボードを見せた。彼が「できるか否かは資料を入手できるか否かにかかっている」と述べたので、Fondaは、Sun Micro社から入手していたドキュメント類(“Confidential”と印されていた)をKatamayに渡した。

Mr. Katamayは、それら資料類を研究し、更にQubix社の社員の協力(協力内容の詳細は不明)の下で互換ボードを作成した。そこでFonda, Katamay等は被告会社を設立し、業としてこの互換ボードを製作し、Qubix社(Fondaは依然としてその副社長であった)に納入した。

この事実気付いたSun Micro社がトレードシークレットの盗用で申立

てたのが本件仲裁事件である。

(2) 被告の反論

- (i) トレードシークレットを盗用していない。
- (ii) 利用した資料類はトレードシークレットを含んでいない。
- (iii) Sun Micro 社はトレードシークレットを守るための合理的な努力をしていない。
- (iv) 被告は正当なリバースエンジニアリングによって互換ボードを開発した。

(3) 仲裁裁定の概略

仲裁人とMr. Thomas E. Schatzel は次のような理由でSun Micro 社の主張を認めた。

- (i) 及び (ii) に対しては、本件技術情報はカリフォルニア州のトレードシークレット法が定義するトレードシークレットに該当し、よって同法の保護の受ける。
- (ii) Sun Micro 社は、“Need to know” ベースで資料類の配布を行ったり、社員に対してもしかるべき措置を講じたりしており、機密保持のための合理的な努力は尽くしている。
- (iii) 専門家の証言によるとリバースエンジニアリングによるとしても1年はかかるという。他方本件のKatamay は「平日の夜と週末に自宅でやった」と言っているから、そんなペースでやっている限り2年はかかるはずだ。にも拘らず彼は9ヶ月で仕上げている。この事実は彼が資料類を見て作業を進めたことを雄弁に物語っている。

以上